

岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会設置要綱

（設置目的）

第1 岐阜県における海岸漂着物等対策を円滑に推進することを目的に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、「岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）法第14条第1項に定める地域計画の作成又は変更に係る協議に関すること。
- （2）海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整に関すること。
- （3）その他海岸漂着物等対策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 協議会に座長を置き、協議会構成員の互選によってこれを選出する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長の指名する構成員がその職務を代理する。

（任期等）

第4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（会議）

第5 協議会は、県が招集する。

（書面開催）

第6 県は、協議会の招集が困難な場合は、議事を記載した書面を各委員に送付のうえ、意見を聴き、及び賛否を問うことで、協議会の開催に代えることができる。

（関係者の出席等）

第7 県は、必要あると認めるときには、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第8 協議会の事務局は、岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課に置く。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

この要綱は、令和４年１１月１日から施行する。

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

別表

学識経験者	愛知工業大学教授 佐治木 弘尚
学識経験者	岐阜大学教授 大藪 千穂
学識経験者	四日市大学客員教授 千葉 賢
学識経験者	NPO法人森のなりわい研究所代表理事 所長 伊藤 栄一
住民及び民間の団体	全岐阜県生活協同組合連合会
住民及び民間の団体	岐阜県農業協同組合中央会
住民及び民間の団体	岐阜県漁業協同組合連合会
住民及び民間の団体	岐阜県森林組合連合会
住民及び民間の団体	岐阜県商工会連合会
住民及び民間の団体	NPO法人長良川環境レンジャー協会
報道機関	中日新聞岐阜支社報道部
報道機関	岐阜新聞報道部
行政機関・国	国土交通省木曽川上流河川事務所
行政機関・市	岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会
行政機関・町村	岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会